

雑木林ファンクラブ 通信

住所: 〒247-0013 横浜市栄区上郷町 1562-1 「横浜自然観察の森」 Phone 045-894-7474

ドラム缶「焚き火」と「炭焼き」について

炭小屋等の見学者から、「ここは焚火をしてもいいの」、或は「許可があるの」等と素朴な質問を受けることが多いと聞きました。それは、家庭ごみ等の低温焼却によるダイオキシンの発生や、人体に対する有害性が社会問題化し、旧式の焼却炉が次々と廃炉になるなどから、一般市民層まで環境意識が高まった現われではないかと思えます。

そこで、見学者等から焚火や炭焼に関する質問を受けた際に、適切かつ誠実な対応が出来るように、ドラム缶「焚き火」と「炭焼」を行うにあたり必要な環境法令(※印)を抜粋しましたので、今後の活動の参考にしていただければと思います。

1 焼却の(原則)禁止 ※(廃棄物の処理及び清掃に関する法律・第16条の2)

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- (1) 一般廃棄物、特別廃棄物、産業廃棄物の処理基準(以下省略します)
- (2) 他の法令又はこれに基く廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむをえない廃棄物の焼却、又は地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定める。

2 焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却 ※(廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令第14条)

- (1) 国又は地方公共団体が、施設の管理を行なうために必要な廃棄物の焼却。
- (2) 震災風水害、火災その他の災害の予防応急対策又は復旧の廃棄物の焼却。
- (3) 風俗慣習上、又は宗教の行事を行なうために必要な廃棄物の焼却。
- (4) 農業、林業又は漁業を営むために、やむをえない廃棄物の焼却。
- (5) 焚き火、その他、日常生活を営む上で通常行なわれる廃棄物の焼却であって軽微なもの。
例(落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤー等)

3 ドラム缶「焚火」について

- (1) ドラム缶焚火は、専用の容器を用い、防火用水を準備して、会員が監視する下で行われている管理状態からして、散策者の目線でも「火災と紛らわしい行為」とは認め難いので、横浜市火災予防条例の火煙発生届不要として運用しています。

4 炭焼について

- (1) 炭焼は、大気中に大量の煙を排出する行為であるが、大気汚染防止法において届け出が義務付けられている「大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設」には指定されていない施設につき、規制対象外としては運用しています。
- (2) 炭焼は、気象条件により、炭焼小屋の全体や、小屋の一部が煙に包まれるなど、極めて「火災と紛らわしい行為」に該当する虞が高いため、全ての炭焼について横浜市火災予防条例(第75条)の火煙発生届を提出して運用しています。

1. 4月の主な活動内容

- ① 3月23日(水) 16名 SF準備
- ② 3月26日(土) 17名 SF準備、ZFC通信印刷発送
- ③ 3月30日(水) 10名 SF準備
- ④ 4月02日(土) 15名 SF準備
- ⑤ 4月06日(木) 14名 SF準備
- ⑥ 4月09日(土) 15名 SF準備
- ⑦ 4月13日(水) 15名 SF準備
- ⑧ 4月14日(木) 8名 SF荷物の積込み
- ⑨ 4月15日(金) 18名 SF(第一日目)
- ⑩ 4月16日(土) 27名 SF(第二日目)
- ⑪ 4月17日(日) 20名 SF(第三日目)
- ⑫ 4月20日(水) 11名 SF 後かたづけ
- ⑬ 4月23日(土) 16名 シイタケホダギ駒打ち 竹林整備 運営会

2. 運営会の報告

- ① スプリングフェアの実施報告:最終日は強風のため午前中で展示中止となるも初日二日目とも好天に恵まれ、盛会裡に終了した。
- ② 5月21日(土)「炭焼き体験会」の実施要領を検討。集合時間:一般参加者 9時(炭小屋) ZFC会員 8時30分
- ③ スポーツ保険:会員全員を付加すること。

3. 5月の主な活動内容

- ① 4月27日(水) 炭小屋内作業
- ② 4月30日(土) 竹林整備、ZFC通信印刷発送、年次総会
- ③ 5月03日(水) 炭小屋内作業
- ④ 5月07日(土) 炭材準備
- ⑤ 5月11日(水) 炭小屋内作業
- ⑥ 5月14日(土) 炭焼準備
- ⑦ 5月18日(水) 炭小屋内作業
- ⑧ 5月21日(土) 炭焼き体験 運営会
- ⑨ 5月22日(日) 炭焼き
- ⑩ 5月25日(水) 炭小屋内作業
- ⑪ 5月28日(土) 炭出し、炭小屋裏間伐、ZFC通信印刷発送

以上